

第 93 回 (2021 年 1 月度) 監査技術ゼミ 結果報告

運営委員長 菊谷 純
(文責：松下 洋二)

1. 開催日時 2021 年 1 月 25 日(水) 午後 2 時 00 分～午後 5 時 00 分
2. 開催方法・場所 ZOOM を利用したオンライン会議方式
講師は講師の事務所より解説
司会(委員長)は自宅にて進行
委員は自宅または職場にて参加およびオンライン会議のサポート
3. テーマ 有事において取締役会のガバナンス機能を最大化するために監査役会等が行うべきこと～関西電力などいくつかの失敗事例をパターン分けして検討
4. 講師 プロアクト法律事務所 弁護士 竹内 朗氏
5. 出席者 54 名
6. 配布資料 (事前に参加予定者にメールで送付)
レジュメ「有事において取締役会のガバナンス機能を最大化するために監査役会等が行うべきこと」2021 年 1 月 25 日 プロアクト法律事務所弁護士/公認不正検査士 竹内朗
資料 1 「企業不祥事の事例分析～関西電力金品受領・不適切発注問題～」
竹内朗 月刊監査役 2020 年 6 月号
資料 2 「調査報告書(公表版)抜粋」2020 年 4 月 2 日 第三者委員会
資料 3 「経営トップによる不正行為への対応」竹内朗 BusinessLawJournal2020 年 6 月号
資料 4 「2020 年の不祥事の傾向と 2021 年に向けた課題」BusinessLawJournal2021 年 1 月号
資料 5 「上場会社における不祥事対応のプリンシプル」
日本取引所自主規制法人 2016 年 2 月 24 日

7. 議事次第

1) 運営委員長より開会の挨拶

菊谷運営委員長より講師およびオンライン参加者の ZOOM 接続状況を確認したのち、開会挨拶と本日テーマ紹介を行い、講師の竹内氏を紹介された。

なお出席者の内、旧独立委員会セミナーも含めて当ゼミへの初参加者はなし。

2) 講義

午後 2 時 5 分より 2 時 53 分まで、講師からレジュメに沿って丁寧な解説がされた。

3) 質疑応答および意見交換等

講義後 10 分間の休憩をはさみ、午後 3 時 3 分から 5 時まで、あらかじめ講師がレジュメで用意された 3 つのディスカッションテーマに従って、参加会員会友と活発な討議を行った。(主な討議事項は以下の通り) なお、オンライン参加者は ZOOM のチャット機能も活用して質問を提示してもらい、講師が質問内容を確認する方法とした。参加者からの主な質問や意見は以下の通り。

Q1) 把握した不祥事情報を、なぜ適時適切に常勤監査役・監査役会・社外取締役・取締役

会に伝えないのか？この状況を克服する方策はあるか？

- ・ 不祥事情報が事業部内に留め置かれ社長にすら報告されず、監査役が社長に直接報告するケースもある。
→適切だと思う。問題は社長が理解を示さなければどうするか。しかるべきところと情報共有して、巻き込んで動く。
- ・ 内々で済まそうとの風土が強く、不祥事の実態がある程度はつきりしないと報告しない傾向もある。その一方で監査役が途中から参加すると2系統の指揮となり現場は混乱しがち。
→監査役のスタンドプレーは問題で、事態はかえってこじれ、監査役への報告をためらう要因となる。監査役も会社の毀損状態をどう回復させるかに注力する。
- ・ 「不祥事が起きても監査役が直接関与していなければ法的責任は問われない」というのはおかしいのでは？
→監査役が“全く“知らなかったのなら責任追及は難しい。ただし監査役には内部統制システムの日々の運用について監視義務がある。
- ・ 不祥事情報を監査役に報告する仕組みとして、監査役への報告基準等があるが、これだけでは足りない。重要なのは社長等との定例的意見交換。
- ・ 不祥事を起こした執行部門（事業部等）は社長には報告するが、取締役会で報告することをためらう傾向がある。
→“起きたことを大事（おおごと）にするのは悪”との先入観を撤廃すべき。情報共有が大切。監査役は一步下がって冷静に見る。

Q2) 執行側の不祥事対応が適切でないと認められる場合に、監査役会はどのように対応すべきか？執行側に委ねておくだけで任務を全うしたといえるか？

- ・ Bad News First が重要であることを社内に浸透させるべき。隠蔽とか報告遅延が最もまずいことであると社内の意思統一が重要
→1 線のコンプライアンスオフィサーが2 線に情報を流す仕組みが重要。（子会社から親会社へ情報提供する場合も）
- ・ 解決策を監査役等と執行部門が一緒に考えるべき。特に社外取締役や社外監査役等の意見を求める。
- ・ 関電の事例のように、報告者（相談者）は期待される回答がもらえるよう情報操作（選別）しがち。正しい情報・回答を引き出すための方法は何か？
→報告者（相談者）が一番痛いところを説明するよう心がけること。顧問弁護士や社外役員に相談するときは“これで助かりますか”と尋ねる。
- ・ 信頼関係を醸成するには、監査役がリスクマネジメントに長けていて、かつ社会目線で考えることが必要
→監査役に相談するといいなと思わせる。

Q3) 事例で取り上げた会社の常任監査役の人選は正しかったか？経営中枢に密接に関与したものは常任監査役としての適格があるのか？

- ・ 監査役の就任パターンとしては、現実問題として、執行部門→監査役が主流。この問題にどう対処すべきか。
- ・ CFO 経験者は、監査役として日常問題への対処には適任だが、会社の死活問題（重大な不正不祥事）には弱い。現状の選任過程を見ると問題が多いと思う。監査役が主体的に選ぶべきではないか。
- ・ 監査役に必要な資質を執行 TOP に見極めてもらうことは無理がある。法令で選任同意を要件としていることの目的を考えれば、同意権を行使する監査役が選任基準を持つ必要がある。
→ある会社の事例だが、監査役会が選任基準を策定してあって、指名委員会に

提示し、委員会に基準への適合について説明責任を負わせているところもある。

- ・ 執行側が指名している実情を前提にしても、監査役は就任したら手のひらを返す覚悟が必要。
- ・ 常任監査役も社外出身者が望ましいのではないか。やはり独立性が最重要。選任は監査役会がリードすべき。
- ・ 社内出身監査役と社外監査役が役割分担すればよい。

4) 委員長より閉会の挨拶

質疑応答の後、菊谷運営委員長が講師に感謝の意を表されるとともに、参加者に対しアンケートへの協力要請を行った（後日メールで発信）。

さらに、次回の監査技術ゼミは2月25日にオンライン方式で開催予定の旨案内した後、閉会となった。

以上